

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち技術開発・成果普及等推進事業）」 公募要領

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、農林水産省が定める「農林水産研究基本計画」に則しつつ、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。

生研支援センターでは、平成29年度補正予算のうち「革新的技術開発・緊急展開事業（うち技術開発・成果普及等推進事業）」を実施するため、本事業の実施を希望する者を一般に広く募ることにいたしました。

本公募への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

1 事業概要

平成29年11月にTPP11が大筋合意したこと、また平成29年12月に日EU・EPAが交渉妥結するといった新たな国際環境の下で、我が国農林水産業・食品産業が持続的に維持・発展するためには、農林水産業の競争力を高めるための生産者の技術力向上が求められています。これに対しては、生産現場の技術課題に対応した技術開発を戦略的に推進することで、情報・人材等の研究資源の集中と効率的・効果的な運用を図り、農林漁業経営体の技術力強化につなげていく必要があります。

このため、本事業では、ある作目又は営農類型に関し、研究・技術レベルの底上げを通じて委託研究等の効率的・効果的な推進に寄与するため、シンポジウム開催等による研究情報の共有、当該作目等の生産者が抱える課題の背景及びそれに対する技術開発状況を整理し、その解決のための技術開発・普及の展望をとりまとめる活動について、公募を通じて委託します。

2 公募対象活動

(1) 活動内容

本事業では、ある作目又は営農類型（以下「対象領域」という）について以下の①、②、③全てを実施するものとします。

- ① シンポジウム等の研究情報交換の場の開催（以下「普及・交流活動」という）

対象領域についてのシンポジウム等を開催し、研究情報の共有、成果普及や対象領域全体の技術レベルの底上げにつながる研究情報交換

を行う。シンポジウム等の参加者は「4 応募要件等」に後述するグループの構成員以外も対象とした生産者、研究者、行政機関等を含む幅広い関係者とし、またそのような参加者となるようウェブサイトや学会等を通じて広く周知につとめる。実施にあたっては議事録を作成する他、参加者に対しアンケートを実施するなどして実施効果の把握に努めるものとする。

② 生産者が抱える現場課題解決のための技術開発の背景・課題の整理
(以下「課題背景整理・情報収集活動」という)

対象領域での取組むべき技術開発の方向性を明確化するために、研究活動等を通じて得られた生産者が抱える現場課題を背景から整理し、その見通しをたてる。

また、それに対する現状の実用化技術、技術開発動向、適用可能性のある技術についてとりまとめる。

整理する項目は以下のものとする。

ア 対象領域での生産者ニーズ

ニーズの全般的・網羅的な収集、整理分析。

イ 生産条件の現状整理・将来想定

- ・社会的、経済的、国際的背景・動向の整理。
- ・10年程度先の将来の時点想定した市場規模等の対象領域の状況。

ウ 技術開発に関する現状・課題・動向、将来想定

- ・国内の実用化技術状況・技術開発動向及び課題の整理及び対象領域に応用可能な国外及び異分野の実用化技術・技術開発の情報収集。
- ・今後10年程度先の将来の時点想定した技術状況の見通し。

③ 技術開発・普及展望のとりまとめ (以下「展望とりまとめ活動」という)

②で整理された背景をもとに、今後の技術開発・普及が必要な項目とその実現に向けた道筋をとりまとめた展望を作成する。

- ・②イの将来想定において対象領域の生産が持続可能となるような将来像の設定。
- ・上記将来像を実現するために対象領域において今後10年間に取組むべき研究開発の目標、対応方針の提示。
- ・研究開発の目標に向けた道筋、進捗段階の目安となるスケジュール

を示したロードマップの作成。

(2) 成果物の取扱いについて

受託者は、本事業の終了時に(1)の活動内容についての成果報告書(以下「報告書」という)を取りまとめ生研支援センターに提出していただきます。その際、②、③については別冊にまとめ、併せて提出してください。報告書の著作権は生研支援センターに帰属します。提出部数はA4判両面印刷で正副2部、電子媒体(CD-R 又は DVD 等。)で正副2部提出して下さい。

また、成果については、広く対象領域全体の技術レベルの底上げにつなげていく事を目的として、受託者自らウェブサイト等で公表し、広く情報発信に努めることとします。

なお、成果を受託者が公表する際には、事前に公表内容を生研支援センターに報告してください。

(3) その他

効果的に事業が実施できるよう、類似の対象領域の提案同士について共同で事業を実施するよう生研支援センターが指示をする場合があります。その場合は生研支援センターとの協議の上指示に従ってください。

この他、本公募要領に記載のない細部については、生研支援センターと協議の上、その指示に従って下さい。

3 事業実施期間

事業実施期間は、平成31年3月15日までとします。

4 応募要件等

(1) 応募要件

2(1)の活動が広く対象領域全体の技術レベルの底上げに資するものとなるよう、事業の応募にあたっては、応募者(事業実施主体)を代表機関として、対象領域に関係する大学、研究機関、メーカーやベンダー等の企業、生産者等の他、対象領域の技術開発に寄与する技術・見識を有する異分野の機関・個人が幅広く参画するグループを構成してください。なお、グループへの生産者の参画は必須とします。

また、応募者(事業実施主体)と生研支援センターが契約を締結するまでの間に、応募するグループの全構成員の同意を取ることが必要です。

(2) 応募者（事業実施主体）の要件

応募者（事業実施主体）となれる者は民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公共団体のうち、会計及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有する者をいいます。該当しない場合は不採択となりますのでご留意願います。

また、応募者（事業実施主体）は次の①、②の条件を両方満たす必要があります。

- ① 平成 28・29・30 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等（調査・研究）の区分の有資格者であること。

提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約（契約の日付は、「6 公募から委託契約までの流れ（予定）」を参照）までに競争参加資格を取得してください。

資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。また、資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

研究機関が、平成 28・29・30 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ② 委託契約の締結に当たっては、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。

5 応募の手続き

応募は、(1) に規定する書類を (2) に規定する方法で提出することにより行ってください。

- (1) 応募に必要な書類（以下「提案書等」という。）

- ① 技術開発・成果普及等推進事業実施企画提案書（以下「提案書」という。）

提案書は、別紙 1 の様式に従って作成してください。

- ② 応募者（事業実施主体）は次に掲げる資料を①の提案書に添付して提出してください。

ア 暴力団排除に関する誓約書類（別紙 2）※応募者（事業実施主体）は、提案書等の提出前に暴力団排除に関する誓約書類を確認しなければならず、誓約書類の提出をもってこれに同意したものとしま

す。なお、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合は不採択とします。

イ 交付決定取り消しや指名停止措置を受けていない旨の誓約書類（別紙3）※応募者（事業実施主体）は提案書等の提出前に交付決定取り消しや指名停止措置を受けていない旨の誓約書類を確認しなければならず、誓約書類の提出をもってこれに同意したものとします。なお、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合は不採択とします。

（2）書類の提出方法

① 提出方法

17に定めるお問合せ先及び提案書提出先に1部、持参又は郵送するとともに、E-mailにて電子媒体も提出願います。その際のファイル形式は一太郎又はMicrosoft Wordとし、そのファイルをPDF化したファイルも併せて提出して下さい（これにより難しい場合は、生研支援センターまで申し出て下さい。）。

② 応募受付期間

本事業への応募期間は平成30年6月6日～平成30年7月5日までとします。

③ 提出にあたっての留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載や記載の不備、不足がある場合は不採択となりますので、本要領に基づいて注意して作成願います。

イ 会計に係る事務能力等、事業実施に必要な業務を行う能力・体制を有していない場合は不採択となりますので、ご留意願います。

ウ 提出部数は1部です。

なお、応募に関する一切の費用は応募者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

（3）留意事項

グループの構成員に公募期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている者を含む場合は、指名停止措置対象地域で実施する内容の応募はできません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

6 公募から委託契約までの流れ（予定）

平成30年6月6日（水）

公募要領の公表・公募開始

6月14日（木）	公募説明会
7月5日（木）12時	公募受付締切
7月中旬頃	書類審査
7月下旬頃	委託予定先の決定
8月中旬以降	委託契約の締結

（注）スケジュールは、審査状況等により予告なしに変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトですぐお知らせいたします。

7 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書等について説明するため、説明会を開催します。説明会への出席は義務ではありません。出席を御希望の方は、期限までに、別紙4の参加申込書に御記入の上、電子メール又はFAXにてお申し込みください（会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）。

○開催日時等

日 時：平成30年6月14日（木）13：30～15：30

場 所：中央合同庁舎第4号館 1219号室

所在地：〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1

申込締切：平成30年6月13日（水）午前10：00

申込先：農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

E-mail：kenkyu_network@maff.go.jp

FAX：03-3593-2209

8 委託予定先の決定

（1）選定方法

委託予定先の選定については、外部有識者及び農林水産省職員で組織する選定審査委員会において、（4）の審査の観点に基づいて審査を行い、採択候補となる計画を選定します。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、5（1）の資料の他に、別途追加資料等の提出を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

また、提案書等に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

採択の条件として事業実施内容の一部修正や参画機関の追加、委託費の減額を求める場合があります。

(2) 審査の手順

審査は、選定審査委員会による書類審査を行う予定です。

1) 書類審査

提案書等をもとに選定審査委員が、(4)の審査の観点に基づいた審査を行い、その結果に基づいて採択候補となる提案を選定します。

2) 採択決定

選定審査委員会の審議結果に基づき生研支援センターにおいて、最終的な委託予定先を決定します。

(3) 審査ヒアリング

応募者より提出された提案書等を審査するに当たり、必要に応じて応募者から提案書等の内容についてヒアリングすることがあります。

(4) 審査の観点

選定審査委員会における審査の観点は以下のとおりです。

- 事業趣旨及び目的を理解した計画となっているか。
- グループの構成員については、対象領域の技術開発に寄与する技術・見識を有する機関・個人が幅広く参画するものになっているか。
- 作業スケジュールは合理的で実現性の高いものとなっているか。
- 経費の内訳及び支出計画は妥当なものとなっているか。
- 普及・交流活動の実施内容については、優れた効果が期待出来る実施体制、参加者、実施内容、実施目的となっており、その実施効果評価方法は妥当であるか。また、グループ外の参加者も含めた幅広い参加者が集まるような周知方法となっているか。
- 課題背景整理・情報収集の実施方針については優れた成果となることが期待出来る実施方針等となっているか。具体的には以下のとおり。
 - ・ニーズの収集・整理分析方針が妥当なものか。
 - ・生産条件の現状整理の考え方は対象領域に適したものとなっているか。また、将来想定ของ考え方は妥当なものか。
 - ・実用化技術動向・技術開発動向について幅広く収集することができる方針となっているか。また、将来想定ของ考え方は妥当なものか。
- 展望とりまとめの実施方針については、将来像設定の要素と、目標、対応方針、ロードマップの構成は、その考え方を含めて対象領域の展望のとりまとめとして妥当なものとなっているか。

9 採択結果等の公表

採択結果については、生研支援センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。

また、委託予定先に採択された場合、速やかに実施計画書と全構成員からの同意書等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。

同意書は印鑑又は参加する機関・個人の参加者のうちの代表者の直筆サイン付き原本を複写したもの等参加する機関・個人の意思が確認できれば、簡易なものでかまいません。

10 事業実施計画の修正

審査の過程で事業の実施に当たって見直しが必要とされた事項等を、採択に当たっての条件や事業実施に当たっての留意事項として付してお知らせします（審査の過程で事業実施内容の一部修正や参画機関の追加、事業費の減額を求める場合もあります。）。この採択条件や留意事項を事業実施計画書に反映して提出していただきます。これらの採択条件等が満たされないと判断した時には委託契約を締結しません。

なお、採択後、内容又は対象経費の精査等のため、必要に応じて面談を行うことがあります。

11 委託契約の締結

8により採択された事業実施計画の代表機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。

12 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究センター等について

グループの構成員に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」）に所属する研究センター等が参画する場合の当該予算については、別途予算措置[※]をする予定であることから、生研支援センターから農研機構に所属する研究センター等には本事業にかかる委託費は、原則として支出しません。

※ 農研機構職員の人件費、謝金、旅費、農研機構が雇用する事務補助者等の賃金及び農研機構の間接的経費（いわゆる一般管理費）が該当します。

13 委託費の額及び委託契約上支払い対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

委託費は、2 (1) ①、②、③の取組の実施にかかる費用で、200 万円を上限とし、交付します。

ただし、委託費は予算の範囲内で調整が行われるほか、選定審査委員による対象経費等の精査の結果、申請額より減額されることがあります。

本事業において、委託費の対象となる経費は、以下に掲げる経費のうち本事業に必要であることが経理的に明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものに限ります。

1) 直接経費：事業の遂行及び成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本事業の活動に直接従事する者及び事業管理事務に直接従事する者の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝金

外部専門家等に対する出席及び講演、原稿の執筆、普及協力等に対する謝金。

③ 旅費

国内外へ出張や外部専門家等の招へいにかかる経費。

※グループ構成員からの指導・助言やグループ内の意見交換のための旅費を含む。

④ 事業推進費

○消耗品費

本事業の活動で使用するもので、取得価格が 10 万円未満のもの又は耐用年数が 1 年未満のもの。

○印刷製本費

本事業を実施するために必要な資料等の印刷、製本に係る経費。

○借料及び損料

物品等の借料及び損料。

○光熱水料

施設等の電気、ガス及び水道料。

○燃料費

施設等の燃料（灯油、重油）費。

○会議費

本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の

会場費として支払われる会場借料等。グループ構成員からの指導・助言やグループ内の意見交換のための会議費を含む。

○賃金

本事業に従事する事務補助者等に係る賃金。

○雑役務費

本事業を実施するために必要な外注費、手数料、印紙代等。

○その他必要に応じて計上可能な経費

2) 間接的経費（いわゆる一般管理費等）

上記1)の15%以内。

間接的経費（いわゆる一般管理費という。以下同じ）は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を間接的経費（いわゆる一般管理費等）で負担する場合には、本事業に携わる人数費で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

3) 消費税等相当額

1) 及び2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 人件費、賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本事業が占める割合を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は、本事業に必要であることが経理的に明確に区分できるものに限られることから特に注意してください。

※3 人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、本事業に従事する全てのスタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより十分な本事業に係る勤務実態の管理を行ってください。

※4 旅費については、出張内容と事業計画の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書を整備・保管してください。

(2) 委託費の翌年度への繰越し

委託費の翌年度への繰越しは、認められません。

14 虚偽の申請に対する対応

本事業に係る申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、委託

契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を委託先に求める場合があります。

15 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

16 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反して本事業を実施した場合には、契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

17 お問い合わせ先及び提案書提出先

お問い合わせについては、応募の締切までの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトに公開する場合がありますので、ご承知おき下さい。

また、提案書の提出先についても、以下のとおりです。

記

○公募全般に関する問い合わせ及び提出先

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

新技術開発部連携・企画課

担当者：松岡、高岸、寺口、内田

住 所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>)

T E L : 0 4 8 - 6 6 9 - 9 1 7 0

F A X : 0 4 8 - 6 6 6 - 9 2 6 7

E M A I L : brainkil@ml.affrc.go.jp

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土、日、祝日を除く）

○公募要領の2（1）活動内容について

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

担当者：小川、山崎、金子

TEL：03-3502-7437

E-mail：kenkyu_network@maff.go.jp

○契約事務について

生研支援センター新技術開発部研究管理課

担当者：山崎、西村、大泉

TEL：048-669-9199

FAX：048-666-9267